

入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年11月8日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	高効率ごみ発電施設運営モニタリング業務
(2) 物品・委託役務管理番号	
(3) 物品委託役務内容	別途発注の高効率ごみ発電施設運営業務が、委託契約書、要求水準書及び事業者提案書類（以下「委託契約書等」という。）に定める要件を満たして履行されているか確認を行い、組合に対する必要な助言等の支援を行うもの
(4) 納入・履行期間	契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	広島県東広島市西条町上三永 10759 番地 2 広島中央エコパーク
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 1 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	1 の場合 測定・検査>環境測定（ダイオキシン） 及び調査・計画>環境
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	管理技術者は技術士（衛生工学部門）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有し、受託者と3か月以上の恒常的雇用関係にあること。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本社または営業所を有する者
オ	会社の履行実績	問わないものとする。

カ その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の 2 (1) のいずれにも該当しないこと。
-------	--

3 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年11月8日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設1課(担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「5 問い合わせ先(担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年11月8日～ 令和3年11月12日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間(物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。(以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年11月9日～ 令和3年11月11日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年11月12日～ 令和3年11月15日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年11月16日～ 令和3年11月17日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設1課(担当課) 東広島市西条町上三永10759-2(管理棟1階) 入札書は入札期間内に施設1課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として各所に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年11月18日 午前10時00分	開札場所 広島中央環境衛生組合 管理棟1階会議室(東広島市西条町上三永10759-2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

4 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和3年11月19日午後5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類(○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書	○	
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書(物品・委託役務)		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	東広島市、竹原市もしくは大崎上島町のうち、本店または営業所の所在する市町の滞納額等がない証明書

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和3年11月19日 午後5時15分

(4) 提出先 「5 問い合わせ先(担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

5 問い合わせ先(担当課)

施設1課 建設係
東広島市西条町上三永10759-2 広島中央エコパーク
電話番号 082-426-0916
ファックス番号 082-426-0674

高効率ごみ発電施設運営モニタリング業務

仕 様 書

令和 3 年11月

広島中央環境衛生組合

一般仕様書

1 委託業務名

広島中央エコパーク(高効率ごみ発電施設)運営モニタリング業務

2 適用範囲

本仕様書は、広島中央環境衛生組合(以下「本組合」という。)が発注する広島中央エコパーク(高効率ごみ発電施設)運営モニタリング業務に適用する。

3 業務の目的

本組合が所有する広島中央エコパーク高効率ごみ発電施設(以下「本施設」という。)は、DBO方式(公設民営方式)での施設整備及び運営を実施している。本業務は、本施設の運営が要求水準書、DBO事業者の提案書及び基本契約書等に基づき適正に実施されているかを確認することを目的とする。

4 業務実施方針

本業務実施に際しては、本組合において十分な検討の中で進めるものとする。

5 業務委託期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日までとする。

6 提出書類等

受託者は、業務の開始及び完了に当たって次の書類を提出し、本組合の承認を得なければならない。

(1)業務開始時

- ① 業務着手届
- ② 業務計画書
- ③ 主任技術者届
- ④ 業務工程表

(2)業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 成果品及び納品書
- ③ その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度承認を受けるものとする。

7 資料等の貸与及び返還

受託者は、貸与された関係資料等について借用書を提出するとともに、それらの貸与品は、委託業務完了後直ちに返還しなければならない。

8 遵守事項

受託者は、本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

9 質 疑

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて質疑が生じた場合は、速やかに本組合と協議の上、受託者の意図を十分に理解し、本組合担当職員の指示に従い本業務を遂行するものとする。

10 協議記録等

受託者は、協議内容、確認事項及び変更内容を記載した記録簿等を作成し、提出しなければならない。

11 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 事業者選定時の要求水準書等
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同「施行令」、同「施行規則」
- (3) 「ダイオキシン類特別措置法」、同「施行令」、同「施行規則」
- (4) その他諸法令、関係通知及び諸基準

12 成果品の検査

受託者は、業務の完了に際し、本組合による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果品内容に訂正、記載漏れ等の不備があった場合は、速やかに対応し、再提出しなければならない。

13 成果品の提出

委託業務の報告書の各提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 運転管理状況報告書(A4版) 1部
- (2) 上記の電子媒体(PDF、WORD 及び Excel を CD-R 等に保管して納品)1式

特記仕様書

本業務は、本施設の運営が要求水準書、DBO事業者の提案書及び基本契約書等に基づき適正に実施されているかを確認することを目的とする。

1 運営モニタリング

運営事業者から毎月提出される以下の運営記録報告(月報)から、運営状況について確認し、本施設が適正に運営できているかどうかの精査を行うこと。

- (1) 運転管理業務実施報告書
- (2) 用役管理業務実施報告書
- (3) 維持管理業務実施報告書
- (4) 安全作業実施報告書
- (5) 緊急時対応報告書
- (6) その他業務実施報告書

2 定例会議への出席

本組合と運営事業者間で毎月1回の定例会議を開催する予定であるが、この会議に出席し、第三者の立場で適正に事業が履行されているか確認すること。

3 計画人工数

本業務の計画人工数は次のとおりとする。

- (1) 業務打合せ 5人工
- (2) 定例会議出席 5人工
- (3) 運営記録報告(月報)確認 5人工

4 特記事項

- (1) 施設の改造や事故発生等に伴い詳細な検討が必要となった場合は、別途協議を行うものとする。
- (2) 紛争、調停代理業務は本業務に含まないものとする。

- (3)新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、国等による移動自粛要請の対象とされた場合は、別途協議を行うものとする。
- (4)上記に伴い定例会議等の回数に増減が生じた場合については、契約金額について双方で協議するものとする。